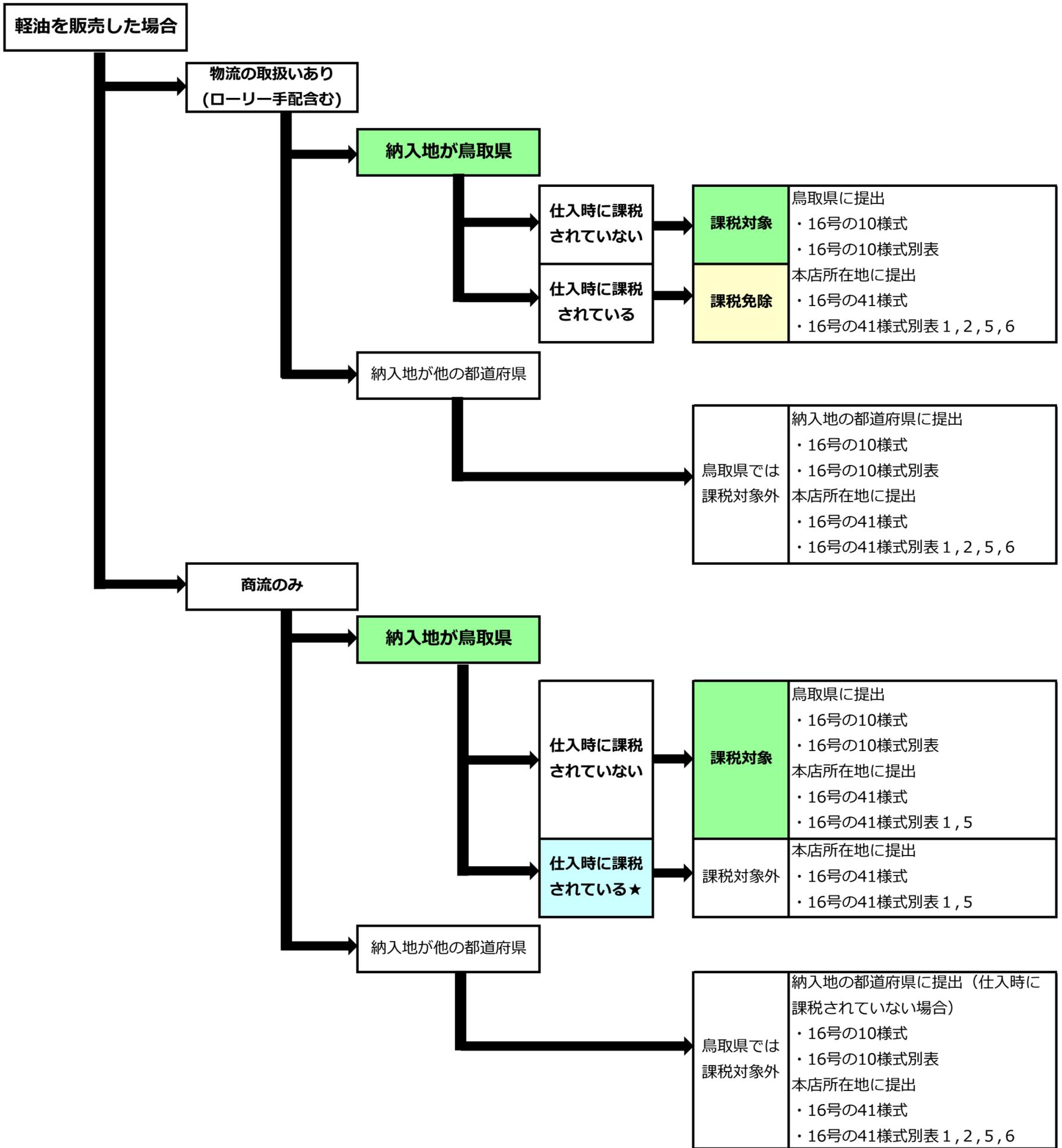


# 特約業者の軽油引取税申告書・報告書提出にかかるチャート図



**【備考】**

- ・ 軽油を自己消費した場合は、16-41別表 7、軽油の在庫がある場合は16-41別表 10 の提出も必要です
- ・ 県内で軽油を自己消費した場合は、16-12納付申告書の提出も必要です
- ・ 鳥取県内に軽油を貯蔵できる施設がある場合は、在庫数量管理表（県様式第79号）の提出も必要です
- ・ 納入すべき軽油引取税額がない場合でも、16-10納入申告書の提出は必要です
- ★課税済軽油の仕入先が元売業者・販売業者であるときは、課税済軽油の物流によっては課税免除の申告が必要となり、16-10納入申告書・16-10別表・課税免除を証する書類を提出することになる場合があります。具体的な流通経路でご不明な点がある場合は、県税事務所にお問い合わせください。  
 (流通例) 商流：元売→特約A→販売→特約B→需要家      物流：元売から販売へ持届け、販売から需要家へ持届け  
 商流：元売C→特約A→元売D→特約B→需要家      物流：元売Cから元売Dへ持届け、元売Dから需要家へ持届け  
 この場合、特約Bは16-10納入申告書・16-10別表・課税済軽油の課税免除を証する書類の提出が必要となります